

## 議案第 3 号

印西市福祉有償運送運営協議会設置条例の制定について  
印西市福祉有償運送運営協議会設置条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

### 印西市福祉有償運送運営協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 4 9 条第 2 号の規定による福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る登録等に関し、必要な事項を協議するため、印西市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 7 9 条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第 7 9 条の 6 第 1 項の規定による有効期間の更新の登録及び法第 7 9 条の 7 第 1 項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第 7 9 条の 1 2 第 1 項第 4 号の規定による福祉有償運送に係る協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (3) その他福祉有償運送に関し、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉有償運送の利用者又はその介護者
- (2) 自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (3) 市内のタクシー事業者、バス事業者その他一般旅客自動車運送事業者及びこれらの事業者が組織する団体の指名する職員
- (4) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の長又はその指名する職員
- (5) 市長又はその指名する職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の書面開催)

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。